

決算・申告書作成のみのプラン

税務顧問ではなく、決算月に法人税の申告書一式を作成依頼することも可能です

対象；法人

目的：申告書の作成、電子申告での提出、控えのお渡し

お申込み お見積り：お問い合わせより、①業種 ②年商 ③決算月 ④会計処理の状況
⑤領収書の数、取引数などをお伝えくださいませ

注意事項：

- 納税はおお客様の方で行っていただきます。（納付書のご用意はいたします）
- お申し込みは、申告期限（決算日から2か月以内）から、6週間前までに資料をご用意できる方になります。
- ご依頼に関し、面談・書類の受け渡し含め1時間程度のご面会については料金に含まれておりますが、一旦初回相談料13,000円をご請求させていただいております。ご成約ののち、料金をご請求させていただく際に、その分は差し引いてのご請求となります。※契約前の事前面談という場面でも、様々なご相談をお受けすることが多く、すでに顧問契約を頂いている方との調整を図るためにも、このような方法にさせていただいています。逆に、相談もかねて相性を見極めていただける場だと考えております。
- 今後の節税のアドバイスや決算を行う中で今後のご提案など、気が付いたことは申し上げたいとは思いますが、目的は決算書・申告書の作成・提出です。短期間で計算を行いますので、日ごろの疑問点への具体的なアドバイスは、個別相談をご利用頂きたくよろしく願いいたします。

料金の目安：

- すべて税抜表示です
- なんにもしていない方、いわゆる「丸投げ」は、記帳代行料を別途頂戴いたします。また会計ソフトに入力されていても、決算仕訳以外で入力が足りていないときにも、追加入力料がかかります。（目安は、1仕訳100円～）
- 消費税申告料は、原則課税は5万円、簡易課税は3万円が加算いたします。
- 海外取引、支店取引など特殊なケースは別途料金がかかります。
- 届出などの提出が必要なときには、1通5000円で作成・提出いたします。

年間売上	会計ソフト入力済み
0円～500万円未満	8万円～
500万円～1500万円未満	15万円～
1500万円～3000万円未満	22万円～
3000万円～5000万円未満	30万円～
5000万円～	別途お見積り

【会社情報を知るためにご用意頂く書類】

- ・前2期分の決算書・申告書一式
- ・前期の総勘定元帳
- ・定款
- ・登記事項証明書
- ・税務署に提出した届出書類（法人設立届、青色申告承認申請書、消費税簡易課税選択届出書など）

【申告書作成のためにご用意頂く資料】

- ・売上に関するもの（売上請求書、領収書控えなど）
- ・費用に関するもの（現金払いの領収書、クレジットカード利用明細、支払請求書など）
- ・給与明細書控え
- ・決算期間の預金通帳
- ・借入金の返済予定表
- ・税金の納付書
- ・家賃の契約書など
- ・その他必要な資料
- ・税務署、都税（県税）事務所、役所から送付された申告書
- ・会計入力されている時はそのデータ、総勘定元帳

当事務所では、代表である税理士が対応いたします。もちろん申告書の作成・提出も行います。お見積り、お問い合わせはお問い合わせフォームにより、お気軽にどうぞ！！

～益田税理士事務所～